

北條鉄工事務所ほか4件の国登録有形文化財（建造物）への登録が 答申されました

国の文化審議会（会長 島谷 弘幸）は、令和6年7月19日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、北條鉄工（川崎区）の事務所ほか4件の建造物について、国登録有形文化財（建造物）に登録するよう、文部科学大臣に答申しました。市内ではこれまでに5件が登録されており、今回の答申により登録がされると本市における国登録有形文化財（建造物）は10件になります。

1 名称

- ①北條鉄工事務所 ②北條鉄工原寸工場
- ③北條鉄工旧シャーリング・製缶及びロール工場
- ④北條鉄工クレーンヤード ⑤北條鉄工材料置場

2 所有者 北條鉄工株式会社

3 所在地 川崎市川崎区鋼管通4丁目3番15号



北條鉄工事務所外観

4 特徴等 （詳細は別紙のとおり）

登録対象の建造物は、高度経済成長期以後、北條鉄工の鉄骨製作事業を支えてきた主要工場施設です。周辺の工場が撤退した現在にあっては、北條鉄工の工場建築は、この地域が日本の工業や経済発展の中心をなす工業地帯であったことを伝える貴重な建造物です。

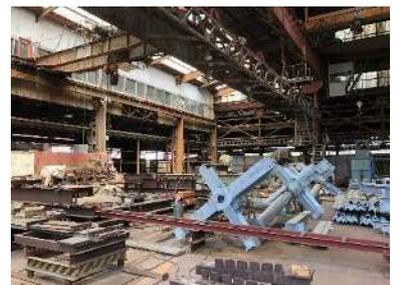
また、登録対象のうち、事務所の2・3階及び原寸工場の2階は、現在撮影スタジオとして活用するなど、文化財の効果的な利活用を実践していること等から、国登録有形文化財（建造物）に相応しいとして答申されたものです。



北條鉄工事務所2階内観



北條鉄工原寸工場2階内観



北條鉄工クレーンヤード内観

【国登録有形文化財（建造物）とは】

建設後50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存を図り、活用を促しています。

市内では、これまでに次の歴史的建造物が国登録有形文化財（建造物）として登録されています。

川崎河港水門 / 昭和電工川崎工場本事務所 / ニヶ領用水久地円筒分水 / 旧原家住宅表門 / 旧原家住宅稻荷社

問合せ先

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 竹下

電話 044-200-3315

北條鉄工事務所ほか4件の国登録有形文化財（建造物）の登録について

1 経緯

教育委員会では、今後の保存と活用を図るため、工場施設の建造物を国登録有形文化財（建造物）にしたいとの所有者からの申し出を受け、所有者・活用のためのアドバイザー、文化庁等と調査及び調整を行い、令和6年2月に文化財保護法第189条の規定に基づき文化庁に文化財原簿への登録についての意見具申を行った。

2 登録の基準

原則として建設後50年を経過したもののうち、

- ①国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ②造形の規範となっているもの
- ③再現することが容易でないもの

3 物件の概要と評価

住 所 川崎市川崎区鋼管通4丁目3番15号
所有者 北條鉄工株式会社

北條鉄工株式会社が所在する川崎市川崎区は、東京と横浜に挟まれ、多摩川や東京湾の水運や京浜間の鉄道といった交通の便、低廉な用地を売り物に明治末年以降、積極的に工場の誘致が進められ、浅野総一郎による京浜埋立により、工場用地や港湾が整備された京浜工業地帯の一角を占める地域である。

周辺には日本鋼管（現・JFE）、昭和電線電纜等大規模な工場が立地していたが、2000年代以降、産業構造の転換に伴い大規模工場の移転や設備の縮小が進み、現在では住宅や高層マンション、商業施設が立地している。

登録対象の建造物は、北條鉄工の鉄骨製作事業を支えてきた主要工場施設である。周辺の工場が撤退した現在にあっては、北條鉄工の工場建築は、この地域が日本の工業や経済発展の中心をなす工業地帯であったことを伝える貴重な建造物である。

(1) 北條鉄工事務所

- 年 代 昭和37（1962）年
- 構造及び形式 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 鉄板葺
- 建築面積 123㎡
- 特徴と評価 京浜工業地帯の一角に建つ鉄工所の事務所。1階は鉄骨鉄筋コンクリート造、2・3階は鉄骨造とし、3階の門型ラーメンに戦後隆盛した丸鋼のラチス梁を用いる。鋼材を自在に組合せた躯体の外観をモルタル洗出で仕上げる。
- 高度経済成長期の工場事務所の好例
- そ の 他 令和2（2020）年から2・3階を撮影スタジオとして活用
- 登録の基準 ① 国土の歴史的景観に寄与しているもの



(2) 北條鉄工原寸工場

- 年 代 昭和37（1962）年
- 構造及び形式 鉄骨造3階建、セメントスレート葺
- 建築面積 326㎡
- 特徴と評価 事務所奥に接続する、鉄骨の原寸図を作成した作業場。桁行35mの鉄骨造、3階建で、一階は吹放しの溶接工場、2・3階は四周に水平窓を廻らす採光に優れた空間とし、原寸図を作成するための黒板代わりに使われた床が残る。
- 昭和期の鉄骨製図の歴史を今に伝える貴重な産業遺構
- そ の 他 令和2（2020）年から、2階を撮影スタジオとして活用
- 登録の基準 ② 造形の規範となっているもの



(3) 北條鉄工旧シャーリング・製缶及びロール工場

年 代 昭和37(1962)年

構造及び形式 鉄骨造平屋建、セメントスレート葺

建築面積 664㎡

特徴と評価 事務所と矩折れに接続し、敷地東面を区画する鉄骨造の工場建屋。搬入した厚板鉄板を切断するシャーリング工場と溶接を行う製缶工場が並列した東西棟の工場と、南北棟のロール工場を直列し、全体に波板鉄板を張る。

工程を可視化した施設の配置が特徴的

登録の基準 ① 国土の歴史的景観に寄与しているもの



(4) 北條鉄工クレーンヤード

年 代 昭和43(1968)年

構造及び形式 鉄骨造平屋建、セメントスレート葺

建築面積 1,704㎡

特徴と評価 重量鉄骨の制作組立などを行う大規模建屋。山形鋼をリベット接合した箱型ラチス梁及び梁を組み合わせて大空間を造り、東・南面を波板鉄板張り、内部に天井走行クレーンを3列収容する。

工場景観の要をなす地域のランドマーク

登録基準 ① 国土の歴史的景観に寄与しているもの



(5) 北條鉄工材料置場

年 代 昭和46（1971）年
構造及び形状 鉄骨造平屋建、セメントスレート葺
建築面積 820㎡
特徴と評価 事務所の北に位置する材料保管所。鉄骨造平屋建切妻造大波セメントスレート葺。ビルトH型钢と高力ボルト接合が作り出す大空間を波板鉄板で囲い、吹放しの西妻面から天井走行クレーンの桁を張り出す独特の外観
事業の発展と工場建築の技術的変遷を物語る。



登録の基準 ① 国土の歴史的景観に寄与しているもの

4 登録のスケジュール

令和6年7月19日（金）

国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を受け、文化審議会が国登録有形文化財（建造物）の登録を文部科学大臣に答申

答申後、官報告示をもって正式に登録される予定（時期未定）

5 これまでに登録されている市内の国登録有形文化財（建造物）

- ・川崎河港水門・二ヶ領用水久地円筒分水（平成10(1998)年登録）
- ・昭和電工川崎工場本事務所（平成11(1999)年登録）
- ・旧原家住宅表門・旧原家住宅稻荷社（令和元(2019)年登録）



昭和電工川崎工場本事務所



二ヶ領用水久地円筒分水